

お客様各位

## 診療報酬算定方法の一部改正および 検査実施料新設項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発 1228 第 3 号にて診療報酬算定方法の一部改正および検査実施料が新設されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 令和6年1月1日より適用

《新規収載項目》

検査項目	実施料 / 判断料	医科点数表区分	当社における検査実施状況
プロスタグランジンE主要代謝物(尿)	187点 / 尿・糞便(34点)	「D001」尿中特殊物質定性定量検査の「8」、「D013」肝炎ウイルス関連検査の「3」に準じる	未実施
	注 釈		
	<p>プロスタグランジンE主要代謝物(尿)</p> <p>ア プロスタグランジンE主要代謝物(尿)は、潰瘍性大腸炎の患者の病態把握の補助を目的として、尿を検体とし、CLEIA法により測定した場合は、アルブミン定量(尿)及び肝炎ウイルス関連検査のHBs抗原、HBs抗体を合算した所定点数を準用して3月に1回を限度として算定できる。</p> <p>ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</p> <p>イ 潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として、糞便検査のカルプロテクチン(糞便)、血液化学検査のロイシンリッチ<math>\alpha</math>2グリコプロテイン又は大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。</p>		
主な測定目的			
尿中のプロスタグランジンE主要代謝物の測定(潰瘍性大腸炎の病態把握の補助)			

《新規収載項目》

検査項目	実施料 / 判断料	医科点数表区分	当社における検査実施状況
サイトケラチン 18フラグメント (CK-18F)	194点 / 生化I (144点)	「D007」血液化学検査 の「48」に準じる	未実施
	注 釈		
	サイトケラチン 18フラグメント (CK-18F) ア サイトケラチン 18フラグメント (CK-18F) は、1ステップのサンドイッチ法を用いた酵素免疫測定法により、非アルコール性脂肪肝疾患の患者(疑われる患者を含む。)に対して、非アルコール性脂肪性肝炎の診断補助を目的に実施した場合は、オートタキシンを準用して算定する。 イ 本検査とプロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド (P-Ⅲ-P)、のⅣ型コラーゲン、Ⅳ型コラーゲン・7S、ヒアルロン酸、Mac-2 結合蛋白糖鎖修飾異性体又はオートタキシンを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。		
主な測定目的			
血清中のヒトサイトケラチン 18フラグメント (CK-18F) 濃度の測定 (非アルコール性脂肪性肝炎 (NASH) 診断の補助)			

《一部改正項目》

改正後	改正前
D003 糞便検査 (1) ~ (3) (略) (4) カルプロテクチン (糞便) ア カルプロテクチン (糞便) を慢性的な炎症性腸疾患 (潰瘍性大腸炎やクローン病等) の診断補助を目的として測定する場合は、ELISA 法、FEIA 法、イムノクロマト法、 <u>LA 法又は金コロイド凝集法</u> により測定した場合に算定できる。~ (略) イ 本検査を潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定する場合は、~ (略) ~、クローン病については ELISA 法、FEIA 法、イムノクロマト法、 <u>LA 法又は金コロイド凝集法</u> により測定した場合に~ (略) ~。	D003 糞便検査 (1) ~ (3) (略) (4) カルプロテクチン (糞便) ア カルプロテクチン (糞便) を慢性的な炎症性腸疾患 (潰瘍性大腸炎やクローン病等) の診断補助を目的として測定する場合は、ELISA 法、FEIA 法、イムノクロマト法又は <u>LA 法</u> により測定した場合に算定できる。~ (略) イ 本検査を潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定する場合は、~ (略) ~、クローン病については ELISA 法、FEIA 法、イムノクロマト法又は <u>LA 法</u> により測定した場合に~ (略) ~。